

知的財産判例セミナー

日時 2022年9月13日 (火) 16:10~17:40

オンラインにて開催

※お申し込み後招待メールを送付いたします。
お申込みの際はメールアドレスを必ずご記入ください。

プログラム

著作物の創作行為は、会社や団体の内部で行われることも多い。著作権法15条が規定する職務著作制度は、このような著作物につき一定の要件の下で会社等の使用者を「著作者」とするものである。

ところで、職務著作の成立要件の一つに「公表名義要件」とよばれるものがある。この要件についてはかねて一定の場面で「不都合」が生じることが指摘されてきたところ、近時この問題が顕在化した事例が生じている（大阪地裁令和3年4月8日判決〔平成30年（ワ）5629号〕）。

今回のセミナーでは、職務著作制度の概要を解説したうえでこの判決の事案を紹介し、「公表名義要件」について考える機会としたい。

【1】講師紹介 16:10~16:15

山口大学国際総合科学部、知的財産センター長・教授 小川 明子

【2】講演 16:15~17:25

「職務著作の公表名義要件について」

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程・創価大学非常勤講師

園部 正人氏

【3】学生によるコメント・質問 17:25~17:30

山口大学国際総合科学部4年 中川 巴那

【4】質疑応答 17:30~17:40

参加
無料

登壇者/ 園部 正人 (そのべ まさと)

早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程・創価大学非常勤講師

【経歴】

- ・大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）修了
- ・元・第二東京弁護士会弁護士(2012年~2020年)
- ・元・早稲田大学法学学術院助手
- ・著作権法にかかわる公刊業績として、
「判批(東京地判平成31年2月28日〔インターセプター事件〕)」著作権研究46号166頁(2020年)

お問合わせ・お申込み 9/12 (月) 締切

*ご記入いただいた個人情報につきましては、今回のイベントと今後機関からのご案内以外の目的で利用することはありません。

下記URLよりお申込みください。

<https://ds23e.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~jimu/form/?en=220719135843>

【お問合わせ先】

山口大学 大学研究推進機構 知的財産センター

〒755-8611 山口県宇部市常盤台2-16-1

TEL : 0836-85-9942

E-mail : ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

<http://kenkyu.yamaguchi-u.ac.jp/>



☞こちらを読み取り、
お申込みも可能です。

広報

提供プログラム:知財全般



知的財産
教育研究共同利用拠点